

名古屋文理大学紀要 編集、投稿・執筆規定

編集規定

1. 本誌は名古屋文理大学の機関誌であり、「名古屋文理大学紀要」と称する。
2. 発行は、年1回、3月に行う。
3. 本誌の編集は研究委員会（紀要編集小委員会）が行う。
4. 掲載する文献は、論文、ノート、総説、翻訳、調査報告、研究資料、文献紹介など、研究委員会（紀要編集小委員会）が認めたものである。
5. 投稿論文は研究委員会（紀要編集小委員会）が審査し、その可否を決定する。なお、原則として、投稿論文は研究委員会（紀要編集小委員会）が依頼する査読者が査読を行う。
6. 執筆者は別に定める投稿・執筆規定を遵守する。
7. 原稿印刷に関して特に費用を必要とするものは執筆者の負担とする。
8. 本誌に掲載された論文の著作権は、名古屋文理大学に帰属する。ただし、著者が自分の論文を複製・転載等のかたちで利用することは自由である。

投稿・執筆規定

1. 投稿論文は未公刊のものに限る。
2. 投稿者は、名古屋文理大学および名古屋文理短期大学の専任教員または非常勤教員、および専任教員または非常勤教員と連名の学外者のものとする。ただし、学外のものの場合は研究委員会（紀要編集小委員会）の承認を受けることとする。
3. 名古屋文理大学および名古屋文理短期大学の非常勤教員が単独でまたは学外者と連名で投稿する場合、および学外の者が本学の専任教員との連名でなく投稿する場合には投稿料を徴収する。投稿料は掲載に必要な実費を基準とする。
4. 原稿はワードプロセッサーで作成するものとし、A4版用紙を使用する。
5. 投稿論文の長さは、400字×30枚、又は仕上がりで10頁程度を目安とする。なお、図表、写真などもこれに含むものとする。
6. 投稿論文は、完成原稿とする。
7. 原稿の第1頁には、表題、英文表題、著者名、要旨、日本語と英語のキーワード（3～5語）を記すものとする。
8. 投稿者が名古屋文理大学・名古屋文理短期大学の非常勤教員および学外の者の場合には、その所属を脚注に明記する。
9. 図表は挿入箇所を明示して、原稿の終わりに入れる。また、刷り上がりの大きさを明記する。
10. 注は、文書中には番号のみを記し、詳細は文書末に記すこととする。
11. 引用文献については、文書末に著者名、著書名、出版年、論文等の場合は、号数、巻数などの詳細を記すこととする。
12. 句読点は、、と。を使うこととする。
13. 投稿先は、研究委員会（紀要編集小委員会）とする。